

そこで、この国民所得を引き上げるために、経済の成長を図つていかねばならないが、幸いなことに、わが国の経済も昨年から順調な回復をとげており、今後の景気にも期待が持てるようになつた。顧わくは、この景気が長期持続しないと思う。

われわれは、工業国としてのわが国が、世界有数の地位にあるといわれながら、その一人当りの国民所得はまだ世界の第二位に止まっているという事実に注目しなければならないと思う。

そこで、この国民所得を引き上げるために、経済の成長を図つていかねばならないが、幸いなことに、わが国の経済も昨年から順調な回復をとげており、今後の景気にも期待が持てるようになつた。顧わくは、この景気が長期持続しないと思う。

過去去つた百年を顧みると、戦争と戦争の谷間に縫つて迂余曲折を経ながらも遂にここまできたという感じを禁じえない。これは、もちろん日本民族が優秀だからであり、国民の勤勉と努力の成果が見事に花を開いたものと思うが、このような日本民族の活力は、教育の普及と西欧の産業や文化への門戸開放によつてもたらされ、徳川三百十一年の鎖国下で蓄積していたエネルギーが一举にはとぼしり出たという感じがいたすのである。

それでも、日本の近代化は外国が二百年、三百年もかかつて行なつたことを駆け足で進めってきたために、一面では政治をはじめ産業、社会、文化の各方面に多くのひずみやアンバランスを残すこととなつた。

それは第二次世界大戦後のめざましい経済成長によつてもなお解消にはほど遠い大きな課題としてわれわれの前に横たわっている。造船、鉄鋼、合成繊維、石油化学など、世界に誇るような先進的な工業部門を持つてゐるかと思えば、一方では生産性の異常に低い多数の農業経営や中小企業の存在などの事実は、そのもともと頗著なコントラストの一端を示すものである。農業や中小企業の近代化が、現代日本のもつとも重要な課題の一つとなつてゐるのも決して偶然ではあるまい。

科学・技術の発展を願うのは、もちろん経済的な国際競争に勝つためであるが、それのみに止まらない。貿易を通じて科学・技術の恩恵が開発途上国を含むすべての人類に及ぶことが必要だからである。なぜなら、科学・技術水準の向上は、人間の思考をより合理的、実際的にし、その普遍性によつて各国共通の資産を築き易くするからである。また、これが諸国家、諸民族の間の理解を深め、友好、親善関係を増進することは、今日の世界を蔽う通信や情報機構の進歩がいかに各国、各地域を接近させ距離感を縮少しているかをみただけでも明らかと思われる。

科学・技術の進歩は、一方、企業経営についても新しい時代を画そうとしている。いわゆる情報革命、コンピューター革命を契機として、経営管理に大きな転回をもたらすようになつてゐる。企業内外のおびただしい情報の洪水のなかで、経営者がこれをいかに処理し、企業活動に役立て



年頭所感

日本商工会議所会頭 足立正

昭和四十二年を迎え、二〇世紀もいよいよ最後の三分の一に差しかかったことになる。

そういえば、わが国の近代化への開幕となつた明治維新から数えて、どうやら百年に近くなろうとしている。ひとしお感慨を覚えるわけである。

この間に、わが国は世界有数の先進工業国の一つに列するようになつた。

過ぎ去つた百年を顧みると、戦争と戦争の谷間に縫つて迂余曲折を経ながらも遂にここまできたという感じを禁じえない。これは、もちろん日本民族が優秀だからであり、国民の勤勉と努力の成果が見事に花を開いたものと思うが、このように日本民族の活力は、教育の普及と西欧の産業や文化への門戸開放によつてもたらされ、徳川三百十一年の鎖国下で蓄積していたエネルギーが一举にはとぼしり出たという感じがいたすのである。

それでも、日本の近代化は外国が二百年、三百年もかかつて行なつたことを駆け足で進めってきたために、一面では政治をはじめ産業、社会、文化の各方面に多くのひずみやアンバランスを残すこととなつた。

それは第二次世界大戦後のめざましい経済成長によつてもなお解消にはほど遠い大きな課題としてわれわれの前に横たわっている。造船、鉄鋼、合成繊維、石油化学など、世界に誇るような先進的な工業部門を持つてゐるかと思えば、一方では生産性の異常に低い多数の農業経営や中小企業の存在などの事実は、そのもともと頗著なコントラストの一端を示すものである。農業や中小企業の近代化が、現代日本のもつとも重要な課題の一つとなつてゐるのも決して偶然ではあるまい。

科学・技術の発展を願うのは、もちろん経済的な国際競争に勝つためであるが、それのみに止まらない。貿易を通じて科学・技術の恩恵が開発途上国を含むすべての人類に及ぶことが必要だからである。なぜなら、科学・技術水準の向上は、人間の思考をより合理的、実際的にし、その普遍性によつて各国共通の資産を築き易くするからである。また、これが諸国家、諸民族の間の理解を深め、友好、親善関係を増進することは、今日の世界を蔽う通信や情報機構の進歩がいかに各国、各地域を接近させ距離感を縮少しているかをみただけでも明らかと思われる。

科学・技術の進歩は、一方、企業経営についても新しい時代を画そうとしている。いわゆる情報革命、コンピューター革命を契機として、経営管理に大きな転回をもたらすようになつてゐる。企業内外のおびただしい情報の洪水のなかで、経営者がこれをいかに処理し、企業活動に役立て



第50号

昭和42年1月5日印刷
昭和42年1月10日発行
発行所
宇都宮市旭町1-3,427
宇都宮商工会議所
電話(03)3,071~3,074番
編集者
藤生善之助
印刷者
秋場栄吉
宇都宮市旭町2-3,433
印刷所
三共印刷株式会社
電話(03)3,106番(代)

るか、その能力の開発、育成は大きな問題である。ことに資本自由化をひかえて、これらの企業経営者に要求されるものは、新しい技術や新製品の開発とともに、右のような経営管理能力を高度に引き上げることだと思う。わけても中小企業については、昨年も引き続いて多数の企業倒産が起つてることを考えると、こういった面で特別の指導、援助が必要であるとともに、中小企業者が進んでこれに適応するため、協同化・協業化等経営の近代化に一層の努力を傾けることが要請される。



新年を迎えて

宇都宮市長 佐藤和三郎

新年おめでとうございます。

すがすがしい新春を迎えますと心もあらたまり、盛んな意気を感じるものでございます。

一昨年の金融緩和政策以来、経済界もこのところ徐々に

景気回復のきざしをみせ、街にも活気が感じられるようになつてしましましたことは非常によろこびにたえません。

昨年は本市にとり七十周年の意義深い年でありました。この七十年間のすばらしい発展は、優れた先輩各位に負うところ極めて大きく、又これを承けてたゆみない努力を続けておられる商工業にならぬみなさまをはじめ市民の方々

のたまものと存じます。

現在本市は人口二十七万を数え、近代的諸施設も遂次整備し、今や百万都市の建設をめざして大きくはばたこうとしております。

本年はこの輝かしい歴史を基盤に新しい一步を踏み出す大切な年でありますて、奮起一番すべての分野において、よりよい宇都宮市を築くために、あらゆる努力をしなければならないと存じます。

今年もよりよい年でありますよう心から祈るとともに倍旧のご支援、ご協力をお願いする次第でございます。



新春のご挨拶

栃木県商工会議所連合会長
宇都宮商工会議所会頭

保坂正七

明けましておめでとうございます。

希望に満ちた昭和四十二年の新春を迎える心からお祝い申

し上げます。

昨年は安定経済成長への政策転換により明るい夢を抱いて出発した年でありましたが、全面的回復に至らず依然として中小企業に「ひずみ」を残し、激動する経済環境に対応できず、企業格差は更に増大し、年の中頃より意外な倒産を見るに至ったのはご高承のとおりであります。

然し乍ら本県に於ては県政のよろしきと我々会議所のたゆまざる努力とが相俟つて企業の倒産は極めて少なく、全国に比類のない健全経営を誇つておりますことは各位と共に慶賀に堪えないところであります。

さて、本年の景気は国の大型予算による積極的経済施策により明るい見透しであります。

我々経済人はこの好機に勇気をもって企業の基礎確立と発展に最大の努力を傾注すべきであろうかと存じます。

ここに各位のご繁栄と健康をお祈りして年頭のご挨拶と致します。

新年にあたり、わが日本の前途を思うにつれ、政治の刷新・近代化をはじめ、考えねばならぬことは山ほどある。とりわけ、われわれの祖先が百年前に国を開いたように、新しい科学・技術の時代にふさわしく門戸を広げ、資本や技術、物や人の交流をできるだけ活発にし、開発途上国を含めて経済的な面から世界人類の平和と共生共榮に貢献していくところに、賢明な日本人の歩む道を見出したいと思う。



昭和四十二年の経済見通し

経済評論家

山田亮三

上昇・拡大の基調迫ろう

昭和四十二年。新らしい年がまたスタートする。不況の底にあけた昨年の正月とちがって、今年の年明けの日本経済の表情は、かなりに明るいのが実際のようだ。何といつても昨年一年の景気の回復が、意外に大巾かつ急テンポなものとなっている。自動車、家庭電器、合成繊維などの成長産業が、再び強い成長性をとり戻したうえに、鉄鋼、アルミ、セメント、プラスチックなどの素材産業も、生産水準を著しく高めている。加えて工作機械をはじめとする受注産業が、ようやく活況をとりもどすなど、景気の回復は、ほぼ全面的にひろがってきている。げんに昨年暮のボーナスも史上最高とかいうことで、歳末の街の景気も悪かったとはいえない。

景気回復第二年目の昭和四十二年の経済見通しが、昨年にくらべてはるかに明るいのは当然というほかないが、とにかく手放しに楽観ばかりはできぬ問題もある。

昨一年の景気回復が大巾といつても、要は政府の財政政策やベトナム戦争の影響が大きい。政策的、一時的要因による景気の回復は、逆に前途の不安感をそれだけ強めるものもある。すでに国際収支の先行きについての懸念がさやかれはじめており、証券市場の低迷など、こうした事情を反映するものだといえる。また天然繊維や砂糖のよう構造的不況要因をもつところでは、景気回復の波に乗じおくれており、ことに中小企業方面では、賃金の上昇や原材料費の高騰で、収益面での改善が一向みられぬところも多く、企業倒産は引き続き高い水準を記録しているのが実際である。

しかしそうした問題はあっても、結果からみた昭和四十二年の日本経済が、上昇・拡大の基調を辿ることに間違いはあるまい。少くとも国内市場についてみるとかぎり、次の三つの柱が上昇要因として作用しよう。

第二次消費革命開幕の段階へ

第一は民間消費の堅調である。昨年から今年にかけて、国民消費は新らしい局面を迎えていた。家庭電器を中心とする三十年代の消費革命にかわって、乗用車やカラーテレビを主役とする第二次消費革命が、ようやく開幕の段階へと入ってきた。すでに日本の自動車産業は、昨年度イギリスを抜いて世界第三位の地位を確保するに至っているが、そのうち乗用車生産はパンタイプのものを含めれば過半を制しており、日本のモータリゼーションがようやく西欧式のオーナー・ドライバー中心のそれへと移行しつつある事実を示している。自動車のような巨大産業が強い成長力をもつことが、全体としての景気に与える影響は軽視

できない。

第二には、産業界の設備投資がようやく盛りあがりの気運を強めている。昨一年の工業生産の上昇は、あれほど深刻といわれた産業界の設備過剰をあらかた解消しが実際で、鉄鋼業界をはじめとして、再び設備投資増大の方向にあるところも多く指摘することができる。加えて労働不足と賃金水準の上昇は、企業の合理化・近代化を必ずの要請としている。もちろんかつての高度成長期のように、年間設備投資が三割も四割もふえることはありえないが、それでも設備投資の増大が今年の景気を支える一つの柱となることは否定できない。

第三には、財政支出の増大がある。なるほど『景気刺激予算』と銘うつた昨年度とちがって昭和四十二年度予算は、それほど強い積極性をもつことはあるまい。景気がここまで回復した現状では、あえて財政面から景気を刺戟すべき必然性はない。しかし、全体としての財政支出が前年度をかなり上回ることだけは確定であり、経済の成長が、それだけ促進されることも間違いはなかろう。

問題は構造変動の流れ

以上三つの柱を中心に、新らしい年の経済は、ほぼ『堅実な上昇』を続けるものと予想されるが、残る問題は日本経済をとりまく国際環境であり、それからする国際収支不安であろう。とくに世間では、ベトナム戦争のなりゆきに神経をとがらせていくが。しかし卒直な結論をいえば、ベトナムの早期和平でも実現せぬかぎり、この面からする大きな動搖はあるまい。日本の国際収支にしても、それが問題として表面化することはあっても、いきなり金融引締め政策が登場し、景気が低落ないし下降へと転ずるとまで考える必要はない。国際環境や国際収支の先行きについて、過度の警戒心を抱くのはやや行きすぎであろう。

むしろこの際注意しておきたいのは、日本経済はいま、短期の暑気変動とならんで、より長期の構造変動の波にさらされていることである。

ひとつには企業をとりまく競争条件が、ますますきびしくなってきていている。貿易自由化から資本自由化へと続く開放体制の進展は、日本産業の国際化をさらに促進している。海外市場での競争はもとより、国内市場での競争もはげしさは増しても緩和する見通しにはない。それだけにこうしたきびしい競争条件に耐えうる企業とそうでない企業との格差が、今後一段とひらいでゆく可能性がある。昨一年の景気回復にかかわらず、中小企業の倒産があとを絶っていないのも、要はこの意味での産業再編成の流れが、さえぎることのできぬものとなりつつあることを示している。

加えて先にもふれた労働力問題が、より決定的な意味をもつようになってくる。昭和三十年代を通じる経済の高度成長は、若年労働力の著しい需給逼迫をまねいでいるが、昭和四十年代に入った今後は、出生率の低下に伴う

楽しい暮らしの道しるべ
utsunomiya ueno

規学卒労働力供給の絶対的低下の段階に入る。豊富な労働力と安い賃金を前提に成立した日本経済のメカニズムは、この前提条件の変化とともに、大きくゆすぶられてゆかざるえないのが実際である。とりわけ日本の中小企業について、こうした構造変動の大きな流れにどう対応してゆくか、これからの最大の課題であるといわねばなるまい。

筆 者 略 歷

大正九年大阪生れ。昭和十七年東京商大卒、華北交通に入社。同二十一年国民経済研究協会に入り、同協会理事、産業経営研究所専務理事などを経て、現在日本産業材料研究所専務理事、N H K解説委員、白百合女子大学教授、大蔵省自動車損害賠償責任保険審議会委員、運輸省海運造船合理化審議会委員。主な著書「日本産業のライバルたち」、「日本産業入門」、「日本企業リポート」、「あの会社この会社」など。

日 商 情 報

第一三四回常議員会開催

一、日 時 41・11・16日 (水) 15時～17時

二、場 所 東商第1・第2会議室

三、出席者 当所より保坂会頭並びに藤生専務理事出席

四、報告事項

(1) 昭和41年10月業務概要報告

(2) 昭和41年11月事業予定報告

(3) 昭和41年度商工會議所事業功労者関係秋の叙勲に関する件

(4) 第27回観光委員会よりの報告

(5) 第20回商業対策特別委員会よりの報告

(6) 第1回貿易・国際経済特別および日韓経済特別合同委員会よりの報告

第一三五回常議員会開催

一、日 時 41・12・12日 (月) 15時～16時30分

二、場 所 東商第1・第2会議室

三、出席者 当所より保坂会頭並びに星事務局長出席

四、報告事項

(1) 昭和41年11月業務概要報告

(2) 昭和41年12月・42年1月事業予定報告

(3) 第4回産炭地域振興協議会よりの報告

(4) 第12回地域経済開発特別委員会よりの報告

(5) 全国商工会議所業務概況報告(41年6月分)

(6) 第6回貿易振興推進本部会員総会に関する件

(7) 全国商工会議所共済会業務報告

五、協議事項

(1) 新入会員承認の件(長野県茅野商工會議所)

(2) 産炭地域振興対策の推進に関する件

(3) 公害対策に関する件

(4) 空港整備計画の実施促進に関する件

(5) 中小企業および商業行政の拡充強化に関する件

(6) その他

◎農協問題に関する小売商業

調整特別措置法の運用について

過般の第1・3・4回日商常議員会において「農業協同組合の生活物資供給事業の調整に関する要望」を決議し、政府、国会、政党など関係各方面に要望したが、同日の商業対策特別委員会において、本問題に関する小売商業調整特別措置法の規定の内容が周知されていない感があり、同法第15条によって中小小売商以外の者の行う一般消費者に対する物品の販売事業と中小小売商との間に生じた紛争について、都道府県知事による斡旋、調停の制度が認められるにもかかわらず、これまでに斡旋、調停の申請がなされたケースが全くないので、今後はこれを活用して農協問題に対処することになりましたのでその内容をお知らせいたします。

小売商業調整特別措置法の第15条(あつせん又は調停)にはつぎのよう規定されています。

法第15条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げる紛争

- (1) パレットプール推進会議に関する件
- (2) 全国商工会議所業務概況報告
- (3) 全国商工会議所共済会業務報告
- (4) 日本商工会議所議員選挙に関する件
- (5) 協議事項
- (6) 新入会員承認の件(静岡県藤枝商工會議所)
- (7) 観光開発の総合施策樹立および観光資源の保護管理推進に関する件

につき、その紛争の当事者の双方又は一方からあつせん又は調停の申請があった場合において、物品の流通秩序の適正を期するため必要があると認めるときは、すみやかに、あつせん又は調停を行ふものとする。

1、製造業者がその製造に係る物品について行う一般消費者に対する販売事業に關し、物品と同種のものを販賣する中小小売商との間で行うものとする。

2、卸売業者がその卸売に係る物品について行う一般消費者に対する販売事業に關し、物品と同種のものを販賣する中小小売商との間で行うものとする。

3、前2号に掲げるもののほか、中小小売商以外の者を販賣する中小小売商との間で行うものとする。

4、小売市場で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商の販売事業に關し、当該小売市場開設者又はこれらの小売商と当該建物の所在する場所の周辺の地域内の小売商との間に生じた紛争。

この15条3の法文中の「一般消費者に対する販売事業」とは、農協、生協等の行ういわゆる員外販売がこれに該当いたします。従つて、農協等の員外販売に係る紛争が生じた場合には、都道府県知事に対し、この問題解決のために、あつせん又は調停の申請を行うことができるとともに、同法第17条における次項の勧告の対象にもなります。

なお、農協の員外販売の限度額は組合員の利用額の五分の一と規定されており（農協法第10条）、この限度を超えた場合は勿論、員外販売限度内において紛争が生じた場合でも、この小売商業調整特別措置法第15条の対象となります。

小売商業調整特別措置法第17条（勧告）都道府県知事

は、第15条各号（あつせん又は調停）の一に掲げる紛争（百貨店法第6条1項店舗の新設等の許可に規定する百貨店業者と中小小売商との間に生じたものを除く。）が、生じた場合（その紛争につき第15条あつせん又は調停が行われている場合を除く。）において、物品の流通秩序の適正を期するため特に必要があると認めるときは、その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

日銀宇都宮支店誘致運動

活発な動きを展開す

県内産業のより一層の発展向上を促進するための、日本銀行宇都宮支店の設置を望むことは、別項の如く、先般足利市にて開催の栃木県商工会議所議員大会において、当所提出議案として藤生専務理事が提案理由の説明に當り、満場一致の賛成を以て議長採択となり、日銀を始め関係各機関に対し折衝要望等の大誘致運動を、強力に展開するべく大会決議を得たが、その後十二月三日、県においてこ

一流メーカー50社と
特約代理店契約

工作機械と
機械工具
総合商社 アラマキ

Miyajimacho Utsunomiya
TEL.(0286)2-4245 代表

れら誘致関係各機関の具体策についての緊急打合会が開催された。即日、早期実現についての促進協議会を結成することが決議され、会長を横川知事としてその他全役員を選出、規約等の細部のことを決定、県内の各関係機関を構成員とした強力な促進団体として、具体的運動方針が協議決定され、その第一回促進協議会が同月九日、同じく県において開かれ、協議会終了後関係者一同日本銀行前橋支店に行、次のとおり陳情書を支店長宛提出したが、統いて大蔵大臣並びに日銀総裁宛陳情する一面、国會議員に対する協力方の陳情と県選出国会議員との促進懇談会の開催等、早期実現に対する活発な一大促進運動が展開されることとなつた。

日本銀行宇都宮支店設置に関する陳情書

我が国の経済はようやく不況より脱し上昇への段階に入つてまいりましたが、本県経済界も昨今上昇への気運がみてまいりました。これひとえに、日本銀行ご当局の適時適切なるご指導によるものと存じ常々感謝いたしているところであります。ここに厚くお礼申し上げます。

本県の経済界は現在農業県から工業県へと大きく移行中であり、日本銀行宇都宮事務所廃止当時の工業生産額五二億円が昭和四十年末には、三、五八〇億円と約六、四倍の著増を示し、商品販売高においても、昭和二十八年の商品販売高七九三億円が昭和四十年には三、〇八二億円と約四、八倍の増加を示しております。

一方、金融機関の店舗数も、県内外の金融機関の店舗新設によつて昭和四十一年十一月末には、一六八の本支店を擁するに至り、預金額においても、昭和二十八年当時は二三二億円が昭和四十一年九月末二、六五五億円と飛躍的に

全館新築落成



宇都宮市議会、県銀行協会、県相互銀行協会、県信用金庫組合協会を構成員とする日本銀行宇都宮支店誘致促進協議会が結成され、全県一丸となって日本銀行宇都宮支店設置を要望することとなつた次第であります。

日本銀行宇都宮支店の設置につき何卒格別のご高配を賜りますよう県下産業界金融界の縦意として陳情申し上げる次第であります。

昭和四十一年十二月九日

日本銀行宇都宮支店誘致促進協議會長
栃木県知事 横川信夫

新年名刺交換会

華やかに開催さる

すがすがしき新春を寿おぐ、恒例の新年名刺交換会は、本年も例年のとおり、宇都宮市並びに当所との共催にて、一月一日、午前十一時より、栃木県婦人会館大ホールにおいて、市内外各界を代表される名士の方々三百有余名の参會者を迎へ、華やかに開催された。

（マスキン）

TEL (3) 1391 (代表)

本年も例年のとおり、宇都宮市並びに当所との共催にて、一月一日、午前十一時より、栃木県婦人会館大ホールにおいて、市内外各界を代表される名士の方々三百有余名の参會者を迎へ、華やかに開催された。

引続き同ホールにおいてパーテイが開かれ、長時間に亘った熱心な討議のつかれをビールによつてうるおし、各地議員の懇親の感を一層深め、県内商工会議所議員一同が今後と共に手をたたずさせて、業界進運の途を開くべきことを各自の胸に誓い合い、午後四時過ぎ散会された。

各会議所提出議案

- (一) 日本銀行宇都宮支店設置要望について（宇都宮）
- (二) 都市不燃化事業推進のため総合的指導機関の設置を要望する（足利）
- (三) 都市における駐車場対策について（栃木）
- (四) 日光街道鹿沼今市間道路（県道小山・今市線・旧例弊使街道）緊急舗装改良要望について（鹿沼）
- (五) 両毛線の全線復線化の促進について要望（佐野）
- (六) 金融制度の改善要望について（日光地区）
- (七) 県内商工業振興を図る県商工予算大幅増額要望について（大田原）
- (八) 公害防止施設に対する免稅と利子補給に関する要望（小山）
- (九) 農協生協の員外利用規制強化要望について（真岡）
- (十) 緊急提案

量質共に拡大し本県の経済様相は、日本銀行宇都宮事務所の廃止当時とは、比較にならぬ程一大躍進を遂げ、全国的にみましても廃止当時の県経済力は四〇位でありましたのが、現在は全国中二三位に上昇しております。

更に、今後東北縦貫自動車道路の建設、或いは、工業開発の進展により本県経済界は、飛躍的な発展が期待されております。

以上のように、本県の今後の経済発展のための諸事情を勘案してまいりますと、日本銀行宇都宮支店の設置は必要欠くべからざるものと考えられます。

かねてから、本県経済五団体より、日本銀行宇都宮支店設置を強く要望しておりましたが、このたび上記五団体であります栃木県商工会議所連合会、栃木県経営者協会、栃木県中小企業団体中央会、栃木県商工会連合会、及び地元宇都宮商工会議所を中心として、県、県議会、宇都宮市、宇都宮市議会、県銀行協会、県相互銀行協会、県信用金庫組合協会を構成員とする日本銀行宇都宮支店誘致促進協議会が結成され、全県一丸となって日本銀行宇都宮支店設置を要望することとなつた次第であります。

日本銀行宇都宮支店の設置につき何卒格別のご高配を賜りますよう県下産業界金融界の縦意として陳情申し上げる次第であります。

昭和四十一年十二月九日

日本銀行宇都宮支店誘致促進協議會長
栃木県知事 横川信夫

参會者一同更始一新の發刺たる生氣のもとに、新たなる年の賀詞をなごやかにかわすと共に、この年のお互いの健康と事業の繁榮を心から祝しあい、歎嘆の中に果てしなきよろこびの宴をつくし、極めて意義深きものがあつた。

◎県経済界の振興と発展を目指して

第三回栃木県商工会議所議員大会

足利市民会館にて盛大に開催さる

栃木県商工会議所連合会主催による議員大会は、本年第3回目を迎え、十一月二十四日、午前十一時より、新装まばゆき足利市民会館小ホールにおいて、県内九市のプロック、各地商工会議所の議員二百九十六名が出席、日商會頭（代）岡部商工指導部長ほか多数の関係來賓を迎えて盛大に開催された。

大会は、足利商工会議所長竹会頭の開会の辞に始まり、保坂県商工会議所連合会長の大会委員長としての挨拶に統いて、県内各会議所推薦産業功勞者（栃木県知事表彰当所荒牧副会頭）並びに同功勞役員議員（当所小林副会頭・坂本常議員・野中監事・荒井・渡辺（貞）議員）の表彰が満場拍手の裡に行なわれ、来賓名士の祝辭ありたる後、当所保坂会頭が議長に選出され、直ちに各地会議所の次のような提出議案の各議題ごとに、参集議員の活発な意見討論が終始真剣に行なわれ、議長採決によつて全議案を採択、それぞれ各要路について陳情、要望などの具体的運動を推進することが万場一致議決され、全議案の審議をつゝがなく終了、足利商工会議所茂木常議員の全提出議案の解決促進を図る力強き大会宣言を可決、鹿沼商工会議所高内会頭の閉会の辞を以つて、午後三時十五分、意義深き大会を終了した。

(+) 中小企業振興事業団設立促進について（鹿沼）

(経)
(済)
(常)
(識)

開発輸入

開発輸入とは、二国間または二国の企業間において、一方が他方に對し技術、資本などを提供して、その国の經濟を開発し、これによつて得た生産品を自國に輸入することをいう。

開発輸入は、普通先進国と開発途上国との間で行なわれる。開発途上国は、技術のおくれ、資本の不足などのために、ぼう大な資源を抱えていながら、これを開發できないでいる場合が多い。一方、これらの国は、經濟の発展、生活の充実など文化の向上のために、先進国からいろいろな新製品を買ひ入れたいと思つてゐる。しかし、手元に外貨がないために買うことができない。そこで、先進国に技術、資本などを提供してもらつて眠つてゐる資源を開発し、それによる生産品を見返りとし、またはこれを売つた外貨で新製品を買いたいということになる。したがつて、先進国としても輸出振興に寄与しうるわけである。この場合、先進国が技術、資本などを提供するのはいわゆる国際經濟協力である。

ガイドポスト・ボリシーとは、賃金の決定につき、政府が一定の目標を示し、民間企業や労組に対し、これによるよう協力を求める政策のことである。

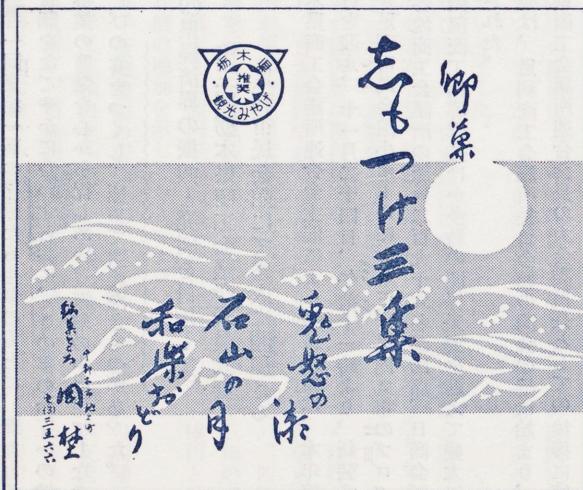
自由主義経済の下では、本来賃金は使用者と労働者との間の自由な契約により、また価格は売主と買主との間の自由な契約により決められるべきものである。しかし、労働力の不足などの事情によつて、賃金が異常に高くなり、これによつて物価も高騰し、そのため生活の安定、經濟の發展が阻害されている場合がある。この政策は、こういう場合に賃金の上昇と物価の上昇の悪循環を絶ち切るためにとられる政策の一つである。

この政策は、米国のケネディ前大統領が使い始めたもので、賃金の引き上げは国民經濟全体の生産性の上昇率の範囲内に止めるべきであるとしており、四十年の目標は過去五年間の平均生産性上昇率の三・二%とし現在もこの目標を目安にしている。英國で実施中の賃金物価抑制政策もこの政策の例である。

わが国においても最近一部にこの政策の採用が考えられているようであるが、米国、英國においてもこの政策の実行は難航を極めており、産業、企業によりまだ賃金格差が大きいなど經濟事情が違うわが国では、米国、英國などより、その実行がさらにむづかしいのではないかと思われる、なおガイドポストとは「道しるべ・道標」のことである。

ガイドポスト・ボリシー

◎ 第 11 回 全 国 商 店 コンクール 受 賞 優 秀 店



当所の動き

(+) 工業経営懇談会

一、とき 41・11・4日 14時30分～17時

一、ところ 当所第一会議室

一、主催 当所並びに宇都宮市

一、内容 (1) 中小企業の問題点

一、講師 (2) 工業団地への進出について

一、講師 栃木県中小企業課

課長補佐 斎藤 文吉氏

(聴講者一八名)

(+) 自動車整備業を主体とする税務講習会

一、とき 41・11・15日 10時～16時

一、ところ 当所第一会議室

一、主催 当所

一、内容 (1) 小規模企業者に対する税務行政について

(2) 青色申告の特典と記帳要領について

一、講師 全国青色申告会総連合会

事務局長 播 久夫氏

宇都宮税務署係官

(聴講者三三名)

(+) 第七回品質月間宇都宮地方講演会

一、とき 41・11・16日 9時30分～17時

一、ところ 栃木県婦人会館ホール

一、主催 当所並びに栃木県・日商・日本科学技術連盟

・日本規格協会

一、内容 (1) 品質設計と市場価値

(2) 設計の標準化とコスト

一、講師 松下通信工業(株)自動車ラジオ事業部

技術士 原田 明氏

青山学院大学教授

理学博士 田口 玄一氏

(聴講者 一一四名)

(+) クリーニング業経営講習会

一、とき 41・11・20日 10時30分～16時

一、ところ 当所第一会議室

一、主催 当所並びに県環境衛生同業組合クリーニング

宇都宮支部

一、内容 クリーニング業の今後の戦略は

一、講師 全国ドライ新聞社

社長 小山内 匠氏

(聴講者 四八名)

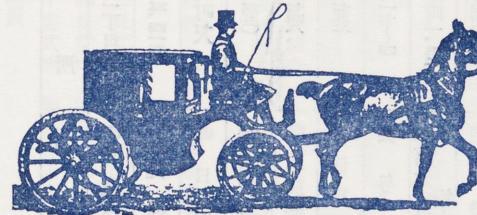
● 第 11 回 全 国 商 店 コンクール 受 賞 優 秀 店

服地・注文・仕立
MARUYOSI

紳士・婦人
あなたのよそおい

宇都宮 洋装の マルヨシ
オリオン通り角 TEL (3) 5935

紳士洋品 **野中屋**



宇都宮市二荒山前
TEL (3) 5893

健康と美しさの店

アリナミンA
品質と健康新薬

橋本薬局

宇都宮市旭町 みはし通り TEL (4) 6540

(甲) スライドを中心とした商店街
経営改善懇談会

一、講師 宇都宮税務署青色申告指導係長
高田 正義氏

(聴講者 一八六名)

一、とき 41・11・5日 18時～20時30分
一、ところ 市内伝馬町五十番

一、対象 伝馬町地区商店街会員

一、とき 41・11・24日 18時30分～21時30分
一、ところ 一条町浜野商店階上

一、対象 もみじ通り商店街会員

一、とき 41・11・29日 15時～19時
一、ところ 桜相陽南支店二階講堂

一、対象 陽南商工振興会々員

一、とき 41・11・29日 19時～21時
一、ところ 雀宮商店街会員

一、対象 雀宮商店街会員
(聴講者 一二名)

一、主催 当所
(聴講者 五一名)

一、内容 各商店街とも次のスライドを利用す
(聴講者 一二名)

一、内容 (1) 上手な客の応待法
(2) 上手な広告宣伝とは
(3) あなたにも開かれている金融の窓

一、講師 当所経営指導員

〔新規青色申請者の記帳開始説明会〕

一、とき 41・11・28～29日 10時～15時
一、ところ 当所第1会議室

一、主催 当所並びに宇都宮税務署、宇都宮青色申告会

一、内容 (1) 記帳開始にあたって
(2) 税務行政について
(3) 棚卸の仕方について

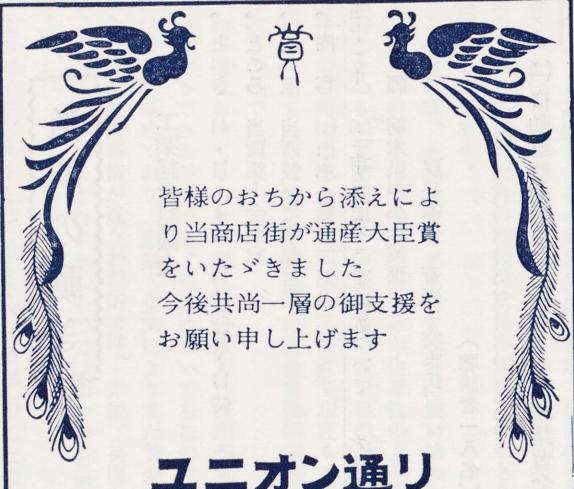
一、内容 (1) 記帳開始にあたって
(2) 税務行政について
(3) 棚卸の仕方について

業種	住所	名称	電話
縫製業	弥生町二丁目七～四	(角) 弥生縫製所	(四) 公宅
飼料卸	一条町三～四五	大丸糧穀	(四) 六三二
食品卸	東堀田町六	(角) 日清商会	(二) 五、三
家具製造	宿郷町三～四	角増渕寅吉製作所	(四) 七、七
び電気製品	川向町貢	関東農産協同(角)	(三) 五、五
吳服業	二	三日月吳服店	(四) 七、五三
製菓業	滝谷町三～四	美与志堂	(四) 五、〇三
車輛塗装	上横田町一、三二	(角) 富永自動車	(二) 〇、六
美容業	鎌山町四～四	鎌山美容院	(四) 三～五
電気工事	石井町三、九二	三興電気商会	(四) 六、五
食料品	花房町一、七二	坂井商店	(四) 三、六
建設業	旭一町三、七六	燐光熔材	(三) 〇、一
電動機卸	花園町五～七	松原建設	(四) 七、四
酸素			

宇都宮手形交換高 (単位千円)

皆様のおちから添えにより当商店街が通産大臣賞をいたしました
今後共尚一層の御支援をお願い申し上げます

ユニオン通り
商店街



不渡手形

年	月	手形枚数	金額
四十一	十一月	六六九	五八、〇三五
四十二	十一月	七〇、〇七八	二二、〇七七、〇七五
"	十一月	七一、一五〇	二〇、二三四、二五五
"	十一月	五九〇	六九、二六〇

当所新規加入会員のご紹介

(敬称省略)

〔41年分所得税青色申告決算説明会〕

一、主催 当所並びに宇都宮青色申告会
一、内容 青色申告帳簿の決算要領について
一、講師 宇都宮税務署
海賀所得税課長ほか

(聴講者 六三三名)

一、主催 当所第一会議室
一、内容 当所並びに宇都宮青色申告会
一、講師 宇都宮税務署

(聴講者 二二日間)

10時～16時

宇都宮銀行会（五行加盟）預金貸付高

年	月	預 金	貸 付
四十一年十月	七七、七六一、六六六	五一、四八六、八四七	
"	十一月	七九、七二七、四六七	五一、一六六、六三三
"			

宇都宮市中小企業融資振興会機械設備資

金融資状況

年	月	摘要	件数	金額
四十一年	十一月	申込分	二十四	六、五八〇〇
"	十二月	申込分	一〇	五、七一〇〇
"	十一月	承認分	二〇	一二、二七〇〇
"	十二月	承認分	二七	一五、八八〇〇

宇都宮市中小企業融資振興会施設改善資
金及び従業員宿舎建設資金融資状況

年	月	摘要	件数	金額
四十一年	十一月	申込分	四五〇	一九、一五
"	十二月	申込分	一一二	一七、一五〇〇
"	十二月	承認分	一〇七	三四、六九〇〇
"				

宇都宮市中小企業融資振興会小口

資金融資状況

年	月	摘要	件数	金額
四十一年	十一月	承認分	四五〇	一九、一五
"	十二月	承認分	一一二	一七、一五〇〇
"				

旭町九四一

旭町九四一
有限会社 橋本薬局

相生町一八
株式会社野中屋洋品店

曲師町三、一五四
有限会社マルヨシ洋装店

市内中央繁華商店街診断実施さる

百万連合都市を目指す宇都宮市の飛躍的発展を控え、当市の商勢圏の拡大と商店街の広域診断の第一歩として、本年は次のとおり、市内中央繁華地域の西半部に位置する八商店街について、その生態を体位、体格、体质の諸側面より精密な診断を行ない、地域発展にプラスする諸要因の発見につとめた。

なお、この診断の結果については、三月上旬ごろ当所において、発表勧告会を開催の予定ですので、関係商店街会員の多数ご出席をお待ちいたします。

一、名称 宇都宮市商店街診断
記

一、主催 当所並びに栃木県、宇都宮市

一、診断対象商店街

中央通り商店街、江野町通り、東武一番通り商店街、池上町商店街、伝馬町商誠会、ミリオン通り商店街、振興組合オリオン通り商店街、ユニオン通り商店会（材木町通りを含む）

一、診断日程

41・10・29日(土)……関係商店街幹部との打合せ会

41・10・30日(日)……診断区域現地視察

41・11・26日(土)～28日(月)……来街者調査(インタビュー方式)、関係商店街二四カ所

一、特別招へい診断員

横浜市立大学教授

山口辰男氏

当所事業運営の基盤を生む

各種開催会議経過詳報

(+) 運営・企画・観光合同委員会

一、とき 41・11・1日 13時40分～15時30分
一、ところ 第3会議室

一、出席者 福田企画委員長ほか一五委員
一、協議事項

(1) 市制施行70周年記念商工祭実施について
(2) 昭和42年度当所事業計画について

一、とき 41・11・8日 13時40分～15時15分
一、ところ 第3会議室

一、出席者 保坂会頭ほか一五常議員

通商産業大臣賞

代表者 上野栄一

日本商工会議所会頭賞

池上町三、〇三六

大山食肉株式会社

曲師町三、一七〇

株式会社子供の店つるや

池上町三、〇三四

有限公司 岡 楚

一、議案

第1号 昭和41年11月～12月当所事業予定について

第2号 市制施行70周年記念商工祭実施について

第3号 栃木県商工会議所議員大会表彰議員推薦について

第4号 栃木県商工会議所議員大会提出議案について

第5号 新加入会員の加入承認について

(三) 議員懇談会

一、とき 41・12・7日 13時40分～15時

一、ところ 第1会議室

一、出席者 保坂会頭ほか二〇議員

一、懇談事項

- (1) 年末年始の行事について
- (2) 万国博覧会視察計画について
- (3) 昭和41年の反省について
- (4) 印紙税法の改正について
- (5) 百貨店法の改正について
- (6) 軽免許の撤廃案について
- (7) 農協法の例外規定について

報告事項

- (1) 商工祭実施結果について
- (2) 丸井の宇都宮店進出について
- (3) 当所並びに相談所経費に対し市費増額交付方陳情について
- (4) 宇都宮市共同職業訓練所設置要望について
- (5) 日銀宇都宮支店誘致運動のその後の経過について

中小企業の倒産防止について

四十一年に入って、四十年水準をわずかながら下回って推移していた企業倒産は十一月には戦後最高の六百三十件(東京商工興信所調査)を数え、一ヶ月累計では不況であった前年同期を上回ることとなり、年末から年始にかけての企業倒産の動向が注目されております。生産・受注等の面で一般的な景気上昇基調がみられるにもかかわらず、企業倒産が不況時よりも高水準にあることは、についてはその原因の究明を図るとともに対策を考えなければならないと思われます。

しかし、当庁においては、最近の企業倒産件数の増加要因を明らかにするためには、今後なお数カ月の推移を見守り、慎重な検討をまつて結論を出すべきであると考えています。ところで現在においてその原因として指摘される諸々の点を要約してみますと。

- (1) 最近の調査によれば、中小企業全般の収益性にはかなりの回復がみられます。
- (2) しかしながら、このような一般的な中小企業の収益性の回復がみられる中においても、長期の景気停滞の間にあって、中小企業経営における企業間格差は、個

別企業の経営態度の良否もあって拡大してきており、人件費の上昇等も加わって経営状態の悪い企業も一面で増加しているものと推定されます。

(3) このような企業間格差がみられるために、取引面や融資面において親企業や金融機関は選別の態度をゆるめておりません。

(4) このような状況下において、不況期以来経営が悪化し、資金繰り等にも苦慮してきた企業が最近において過大投資等企業経営内部に問題のあるものが目立っています。

なお、倒産企業のうちには、融手操作、経理ずさん、過大投資等企業経営内部に問題のあるものが目立つてきている点も指摘されています。
このような企業倒産の原因からみて、第一に中小企業者自体の厳しい経営態度が要請されているわけですが、いずれにしても当庁としては最近の倒産理由にみられる選別強化、連鎖倒産等による中小企業者の不測の倒産を防止するため十二月五日付でとりあえず地方通産局、都道府県、政府関係中小企業金融三機関、中小企業金融保険公庫、全国銀行協会に対して「中小企業の倒産防止について」協力を依頼いたしました。

なお、当庁において従来から実施している中小企業対策に加えて、特に今後の倒産防止のために実施または検討中の施策は以下のものです。

- (1) 政府関係中小企業金融三機関の本年度下期の貸出規模を九百三十五億円増加することとこのため三機関に対し総額五百二十五億円の財政融資を行なうこととした。(四十一年十一月八日閣議報告)
- (2) 民間金融機関に対し、中小企業向け年末(十月～十二月)貸出目標額を九千五百億円とするよう要請した。(四十一年十一月八日閣議報告)
- (3) 政府関係中小企業金融三機関の金利を明年一月一日から年〇・二%引き下げることとし、このため補正予算で商工中金に対し、十七億円の出資を行なうこととした。(四十一年十一月二十九日補正予算閣議決定)
- (4) 通産大臣と公正取引委員会委員長の連名で親事業者団体等に対し、下請代金の支払促進等につき通達を行なった。(四十一年十二月二日付け四一企庁一七二四号)
- (5) 連鎖倒産防止のため中小企業信用保険臨時措置法による倒産関連保険の弾力的運用を行なっている。(十一月博多船渠株を指定)
- (6) また、倒産関連保険や無担保保険の特例を恒久法化するため中小企業信用保険法の改正を準備中である。請等関連中小企業者の債権について優先弁済の途を開くため、公社更生法に所要の改正を準備中である。

実務相談室

◎決算のやりなおしができるものか

(問) 当社は、資本金五百万円の株式会社として、社長一族が発行済株式総数の八〇%を保有している同族会社です。

前期の決算に当たり、減価償却前の純利益を計算しましたところ、赤字となりましたので、減価償却をしないまま決算のうえ、株主総会の承認を受け、これに基づいて法人税の申告を致しました。ところが、その後支店における経理に誤りがありまして、前期分として計上すべき、固定資産の売却益が、計上もれとなつておることが判明しました。この金額を加算すると前期は黒字となりますので、この際併せて減価償却費を計上したところで、決算のやりなおしを行ない、このやり直し決算に基づいて修正申告を致したいと思います。

このやりなおし決算については、臨時株主総会を開いて承認を受ける予定ですが、税法上、このような修正申告が認められるものでどうか、お伺い致します。

(市内大町 S社)

(答) 法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入される減価償却資産の償却費の額は、法人がその事業年度において、その償却費として損金経理をした金額（損金経理により償却にかかる引当勘定に繰り入れた金額を含みます）のうち、税法上の償却範囲額に達するまでの金額とされております。

そして、この場合の「損金経理」とは、その確定した決算において、費用または損失として経理することをいい、「確定した決算」とは、その事業年度の決算（株式会社にあつては、株主総会の承認があつた場合の、その承認された決算）をいいます。
ところで商法上、いつだん決算が確定した場合には、かりにその決算について誤りがあつた時であつても、單に役員等の責任問題が生ずるにとどまつて、決算のやりなおしをすることは、できないものと解されております。
すなわち、「確定した決算」とは、一つしかないわけですね。このことは、税法上も同様に解されておりますから、確定した決算において、償却費の計上をしなかつた場合は、例え決算のやりなおしをして、改めて償却費の計上をしましたとしても、ここでいう「損金経理」をしたことにはなりません。従つてご質問のように、修正申告に当つて、改めて償却費の損金算入をするということは、認められておりません。（亀田経営指導員）

◎経営管理者はどんな

本を読むべきか

良書コーナー（その五）

経営者に自信を得させるために

「中小企業はワンマン経営から脱皮しなければならぬ

い。組織制度の確立が大切だ。自己資本充実に努力する必要がある。労働節約のために設備合理化が焦眉の急。小売店にはジジババストアの運命が待つてゐる」等々、中小企業の末来像や指導方針が、つぎつぎと権威者から打ち出されている。

この指針を見る経営者の顔は、納得のうちにも一瞬深刻になる。悪戦苦闘の毎日の前途に、暗い予感が芽ばえてくる。滝沢莊二著「経営術」はこれらをとらえ、企業にとって最も大切な、経営者の自信と勇気のあり方に触れ、あく迄も経営者に対して自信をとり戻すことを念頭に経営術の全てが詳述してある。（経林書房刊 B6判二二四頁、定価三八〇円）

自社のコスト分析に役立てよう

コストに対する考え方一般企業では非常にあいまいであるが、これからはこのようあいまいな態度は、国際競争を前にして真剣に考え直さねばならないことであろう。芝山栄二著「コスト戦略のポイント」は著者も述べておられるように、コストには多分に戦略的なものがあるが、それと同時に計数的な分析によつて把える必要もある。

本書はそうした両面からコストを把握しており、自社のコストの分析に役立つものである。（日刊工業新聞社刊 B6判一五一頁、定価三五〇円）

人を活かし、経営を伸ばすために

「会社の死角」（蓮衣吉著）は、「守れば必ず榮え、反するから衰滅する」経営の法則を説いたものである。だがこの法則を無視して消えて行く会社のなんと多いことか。まさに現代における会社の死角である。多年、人間の問題を研究してきた著者の説く喜劇の経営こそ、人を活かし、金を活かし、経営を伸ばして行く基礎である。（同友館発行、定価四八〇円）

同族会社の税務知識をわかりやすく説く

同族会社の設立から申告まで、必要な税務知識一切と、同族会社が間違ひをおかしやすい税務上の注意点を、わかりやすい問答形式で説明してあるのが「否認のない税務」（同友館編、定価三八〇円）であり、税務申告期を控え一読に価すべきものである。（亀田経営指導員）

ト
就業規則での休暇規定は
経営者
(その二)
どう作ればよいか

前号では（休日）、（休日出勤）、（宿日直）のあり方について述べましたので、本号では、これに引き続き、その他休暇規定のことについてお話しします。
(年次有給休暇)
第二十三条 一年間継続勤務し、全労働日の八割以上出勤

した従業員には、継続または分割した六労働日の有給休暇を与える。

二年以上継続勤務した従業員には、一年を超えるごとに前項の有給休暇日数に一労働日を加算した有給休暇を与える。ただしその総日数は二十日を限度とする。

年次有給休暇を請求しようとする者は、事前に申出なければならない。

年次有給休暇は、本人の請求のあつた時期に与える。ただし業務上必要やむを得ない場合には、その時期を変更させることがある。

年次有給休暇の期間については通常の賃金を支払う。

〔解説〕労基法第三十九条の規定をそのまま就業規則の中にとり入れたのがモデル規則です。第一項から順に説明しましょう。「一年間継続勤務」というのは、一年間欠勤しないで、ということではありません。従業員としての身分が一年間継続していることを意味します。従つて例え病気欠勤が一ヶ月に及んだ者でも「全労働日の八割以上」出勤した者には有給休暇を与える義務があります。ここで「全労働日」というのは、総所定労働日ということで、一年三百六十五日から就業規則に定めた公休日を差引いたものを言います。

全労働日の中から差引くものには、このほかにストライキによる休業日数と使用者の責に帰すべき事由による休業日数があります。

第二項によつて分割して与えても差支えありませんが、一労働日を最小単位としますから、一日以下に分割することは許されません。

第三項の事前申出は当然のことですが、有給休暇は本人の希望する日に与えるのが原則ですが、第四項のように、業務の都合によつてそれを変更させることがあるという規定を入れておかないと、是が非でも従業員の請求どおりに与えなければならなくなります。ただし、単に仕事が忙がしいという程度の「業務上の都合」では変更させることはできません。従業員が請求した日に休暇を与えることが、その事業場の業務の正常な運営を妨げるほどの、重大な支障がなければいけません。

第五項の「通常の賃金」というのは、就業規則に定めた労働時間に対して、支払われる賃金を言います。

次に運用上注意すべき点について述べてみましょう。労働基準法上の休暇日数は、時効によつて消滅するまで、従業員に請求権があります。時効期間は二年ですから、翌年に繰越しを認めなければなりません。

法定の年次有給休暇を買上げることは違法ですが、労基法の規定以上に有給休暇を与えている場合には、法定を上回る分については買上げても差支えありません。例えば一年間継続勤務した者には、六日間の休暇を与えればよいわ

けですが、これに十日間の休暇を与えている場合には、六日をこえる四日分については買上げができます。

従業員の請求した日に与えなければならないという原則についても、法定以外に与える分については適用されません。つまり、今あげた例について言えば、勤続一年の者の場合、六日までは従業員の請求した日に与えなければなりませんが、それ以上の分については、夏季七・八月中に利用しなければ無効とすることもできますし、翌年に繰越しても差支えありません。最近での産業界での夏季一せい休暇にも、法定以上に与えた有給休暇が流用されております。

その他の休暇に、「特別休暇」や「育児時間」「公民権行使の時間」「出退社」「遅刻、早退および外出」等の規定が必要となります。ここでは一応説明を省略いたします。(亀田経営指導員)

○印鑑の取扱いは慎重に —お目を拝借—

印鑑は、契約書、委任状、領収書、手形、小切手、その他官庁の届け出用紙など、全く無数に使われ、私達が日常生活をして行くうえに、どうしてもなくてはならないものとなつております。

ここで私達は、新しき年の始めに当つて、もう一度印鑑の大切さについて考えてみたいと思います。

ここで私達は、新しき年の始めに当つて、もう一度印鑑の大切さについて考えてみたいと思います。

印鑑は、契約書、委任状、領収書、手形、小切手、その他の官庁の届け出用紙など、全く無数に使われ、私達が日常生活をして行くうえに、どうしてもなくてはならないものとなつております。

印鑑は、契約書、委任状、領収書、手形、小切手、その他の官庁の届け出用紙など、全く無数に使われ、私達が日常生活をして行くうえに、どうしてもなくてはならないものとなつております。

印鑑は、契約書、委任状、領収書、手形、小切手、その他の官庁の届け出用紙など、全く無数に使われ、私達が日常生活をして行くうえに、どうしてもなくてはならないものとなつております。

印鑑は、契約書、委任状、領収書、手形、小切手、その他の官庁の届け出用紙など、全く無数に使われ、私達が日常生活をして行くうえに、どうしてもなくてはならないものとなつております。

印鑑は、契約書、委任状、領収書、手形、小切手、その他の官庁の届け出用紙など、全く無数に使われ、私達が日常生活をして行くうえに、どうしてもなくてはならないものとなつております。

印鑑は、契約書、委任状、領収書、手形、小切手、その他の官庁の届け出用紙など、全く無数に使われ、私達が日常生活をして行くうえに、どうしてもなくてはならないものとなつております。

印鑑の取扱いを慎重にするということは、いやな紛争が起ころの防ぐ為にも、お互いが法律の十分な保護を受け、安心した社会生活を送る為にも、極めてだいじなことであるということを、年頭に当つて改めてよく考えてみようではありませんか。

◎ 小売店経営シリーズ (一)

経営コンサルタント 掛井 善雄

業界によっては好況の一路を邁進して、つい先頃までは開闢以来の大不況に喘いでいたことなどは忘れてしまったようなところがあるかと思う反面、相変わらず陽の目を見ない企業がまだまだあります。ことに、いわゆる中小零細と呼ばれる業者の中には、なかなか『番』が回ってこないと嘆いている姿が各所に見受けられます。

しかし、経営は、外的条件ばかりに支配されるものではありません。他力本願に偏らず、自力で頑張り、先年の不況時に却つて業績を伸ばした小売商も数多くあります。永年ご商売を続いている方々に、今更『秋迦に説法』のよう恐縮ですが、年の始めに当り、緊縛一番創業当時に戻つた心意気で、基本的な勉強と実践に励んでいただき、後輩新人の良きリーダーとなつてくださいることを切望して本号からベンをとらせていただきます。

『経営する心』とは……

「お店はアナタだけのものではない」

「俺の儲けた金で何をしようと勝手じやないか、とや角言いなさんな」と威勢のよい啖呵を切つているご主人がよくいるのですが、まあまあその様に気負わずにここでチョット考えて頂けませんでしょうか。アナタの手腕のある事も、立派な識見を持っていることもよく判つておりますしそれだからこそ今日のアナタのお店が育ってきたのに違ひはありませんが、問題なのは『アナタのお店』というもののとり方、考え方、扱い方にあります。

夫婦二人きり、九尺二間の手狭な店舗で商いをするお店であろうと、月商數千万円の大型小売店であろうと、言いつて換えれば資本や商いの大小にかかわりなくどの店も、資本、地域社会、取引先（メーカー、卸）、従業員、顧客、同業者等に支えられて存在し活動できているのです。資本金を出すもの、店舗を所有するもの、それらを運用して店を経営するもの、その経営をたすけ毎日の商売に精を出す従業員や商品を廻してくれるメーカー、卸、何かと相談に乗つて貰える同業者、そして何よりも有難いお客様があつてこそはじめて店が成り立つて行くのであって、このうちどれ一つを欠いても店の経営は不可能だといえます。すなわち『アナタの店』はこれらみんなの人々に支えられた公けのもの『公器』なので、あなただけのものではないのだということを強く認識してもらいたいと思います。

『経営』とは、常に一貫した理念のもとに、信念・経営を以つて業を営むことであつて、資本主であり所有者であるという権威をカサに着て奔放に振舞うべきでもなく、実力にふさわしからぬ大見栄を張つてまで商売をすることでもないのです。業種によつては扱い商品の特性上、とかく権威や見栄を張り勝ちになることもありますから充分留意していただきたいと思います。

また、店がみんなのもの、公器である以上は、資本を提供してくれる人には大切なお金を『店』のために出して下さっているお礼としてそれ相応の配当を差しあげるべきです。定期預金にしても年利五分、貸付信託などに回せば七分強の利息を生むところを『アナタのお店』に出資したために金利がこれらのものを下回つたり、全然利を生まない結果になつてはまことに相済まない話です。さらに、店主には仕入、販売は元よりのこと、店舗の補修、店員の雇用育成その他数々のご苦労があります。その上、また家族を養うという大きな責任もあります。

そこで、『経営の危険負担料、ご苦労料としての報酬、対外的接渉に必要な費用などを支給することが必要なのはいうまでもありません。次に店員さん達はどうかといえば、彼等はお店を支える上に欠くことの出来ない貴重な働き手であると共に、彼等なりの将来をそれぞれ持ち、生活のよりどころとしての収入を求めるためにも働いているということを忘れてはなりません。五年経てば五年経つなりの給料を支給しなければなりませんし、結婚するようになれば住居その他の結婚費用、子供の教育費等がかかり、いずれは独立する際の開業資金などについてまで長期的な計画をたててやる必要もありましょう。

折角のお客様を固定客、上得意になつていただかなくてはお客様にとつても、こちらにとつても勿体ないことで、合理的な経営によつて割愛できた諸経費を売価の方に還元しての廉価販売は、決して商売道義に反するものではありません。それどころか、どの店もが真似てしかるべきものなのです。

タイムリーなサービス、きめのこまかい応待などにより入りよい店、買よい店、頼みよい店、信用のできる心強い店にする事が客を増やし、利益を増やすことになるのです。支払い面、商品の正しい扱い方、技術の面においても着実なものがあつてこそ、メーカー、卸に信頼され、積極的な指導援助を惜しまず提供されることになります。

もしも『アナタのお店』が、アナタの独断専行の結果、突然ツブれた場合を想像して見て下さい。これらのたくさんの人々が大迷惑を蒙ること必定なのです。

『俺の儲けた金を俺がどの様に使おうと、誰からも文句を受ける必要はない』ということはないのだということを肝に銘じて下さい。重ねて申しあげます。お店は公器です。アナタだけのものではありません。

(次号には、個性に合つた実力店をつくりあげるには、どうすべきか、その具体策について述べてみましょう。)

アデュー'66年

三月一日 さざまな哀歎を事務局日誌にひめて
びに当所主催恒例の『新年名刺交換会』三百有余

- 名の各界名士を迎えて、婦人会館にて華やかに開催さる。
- 十七日 当市地下商店街建設に関する、関係者の初の懇談会、市公室にて開催さる。
- 二月
- 一・二日 当市中心繁華街に地下商店街建設の声に呼応、市商店街連盟役員並びに当所関係議員有志一行（三十余名）先進地静岡、沼津両市地下商店街の現況をつぶさに視察す。
- 四日 当所主催、新春時局講演会『政局の変兆』と題して政治評論家御手洗辰雄先生を聘し（聴講者四五〇余名）栃木会館小ホールにて開催さる。
- 十五日 当所常議員鈴木善助殿、慶心病院第一病棟にて急逝、同十八日寿町延命院にて盛大なる葬儀執行、氏の生前会議所事業運営につくせる数々のご功績に対し、東京通産局長並びに日商公會頭よりの弔電に接す。
- 三月
- 廿六日 当所通常議員総会にて昭和41年度事業計画並びに収支予算決定され、特別会計を含め四千万円をオーバーする大型予算にて、いよいよ新年度当所各種事業に取組む。
- 三十日 当所保坂会頭藍綬褒章受章祝賀会、上野特別食堂にて開催さる。
- 四月
- 一日 当所職員による会員増強運動展開（各方面のご理解とご協力により、新規入会々員六〇〇有余名、現在会員二、〇〇〇名を越え、なお運動続行中）
- 八・十二日 観光さくら祭開催（千葉海岸沙干狩五〇〇名ご招待セール）
- 五月
- 四日 当所保坂会頭ご母堂リエ殿、八十九才のご高齢にて逝去、同六日午後一時より石橋町上大領の生家にて告別式執行、多数名士参列す。
- 十八日 当所笠間常議員ご尊父文悟翁逝く、同二十日午後二時より今泉町興禪寺にて葬儀執行、多数議員参列す。
- 廿四日 当所飯島顧問、多年に亘り当市商工業の発展に尽瘁された数々のご功績に対し、政府より勲五等瑞宝章贈呈さる。双光旭日章を下賜さる、同日午後五時より、旭町
- 廿八日 悲報相次ぎ、病臥中の当所野沢英一顧問逝去、同三十一日告別式執行、築瀬町光徳寺の菩提所に静かに眠る、生前同氏の当市商工業の発展に尽瘁された数々のご功績に対し、勲五等に叙せられ
- 三十日
- 廿九日 中村において、この輝く栄誉を記念する叙勲祝賀会が、横川知事を始め多数の来賓を迎へ盛大に開催さる。
- 三十日 市制70周年記念事業（八幡山公園総合開発等）並びに行事についての、議員総会要望決議事項を、市当局宛意見要望書として提出す。
- 六月
- 廿八日 議員総会の議決を経、通産大臣の認可を得た、当所議員補充補欠選舉終り、各界を代表される理想のエリート十名を選出、總員八十名の完璧な議員新陣容にて、市商工業發展の為、一層活発な意見活動を期す。
- 八月
- 五日～九日 宮の夏まつり開催（奥日光霧降高原、金精峰ご招待セール）
- 九月
- 一日 八月より三回に亘つて継続審議された東武、上野両百貨店、床面積増加申請についての、当所商調協委員会は、結論として東武百貨店を申請どおり（九五〇平方メートル）、上野百貨店は四階迄の床面積（五、二八八平方メートル）の支持者多き旨を最終的に意見答申、その後中央の百貨店審議会において答申どおり許可の通知に接す。
- 十月
- 一日 当所内にあった從来の市の融資制度中小企業互助会が、全面的に発展的解消をなし、市内金融機関並びに県保証協会の協力の基に、窓口を一本化して大きく政府資金、県、市の制度金融のすべてを取扱う融資機関として、新たに宇都宮市中小企業融資振興会と改称して発足す。
- 十一月
- 十八・廿五日 宇都宮市制七十周年記念商工祭、秋晴れのもと、多彩な行事スケジュールを追つて、けんらんたる祭絵巻を市内に展開す。（廿辛一年分進呈セール）
- 廿四日 第三回栃木県商工会議所議員大会、新装なれる足利市民会館にて盛大に開催、当所荒牧副会頭産業功労者として、栃木県知事表彰を受賞す。
- 十二月
- 七日 年の瀬を迎えてあわただしき人の心をひやす悲報一つ、当所顧問飯島守殿、脳出血のため急逝、同十二日午後二時より、材木町安養寺において盛大なる告別式執行さる。
- 当市商工業の発展につくされた数々のご功績に対し、さきに藍綬褒章受章の栄誉に輝き、この年の春勲五等双光旭日章下賜の重なるよろこびもつかの間、余りにも急にはかなき同氏の生前のご遺

- 九日 德を慕う、かぎり無き参列者の数は、当市にても稀に見るものであつた。
- 日本銀行宇都宮支店誘致促進協議会結成され、第一回の運動として日銀前橋支店長に陳情書を提出、続いて大蔵大臣、日銀総裁宛陳情、国會議員に対しての協力要請等、これが早期実現を期して活発な動きを展開す。
- 廿四日 県内商工業者の多年待望の懸案であつた栃木県商工会館の建設が、(当所坂会頭提唱、建設促進委員長)県庁東官舎跡に、総工費二億余の巨費を投じて、いよいよ建設のことが本決まりし、午前十一時、多数の関係者を集めて厳粛な起工式行わる。
- × × × × ×
- 師走の声に残り少なきカレンダーと共に、人それぞれがゆく年くる年の思いに心忙わしく、過ぎざりしひととせを事務局日誌より偲んでの走り書き、幾多のつきせぬ思い出を各自の胸に残して、巷に流れ去るジングルベルの鈴の音に、さらば一、九六六年……。
- 史上最高のボーナス、景気いよいよ上昇のこの機運に、会員の皆さま、どうぞこの年こそその意氣込みを、新しきよき年にたくされて、しあわせ多き毎日をお迎えください、一日一日を美しき暦としての明るい思い出としてご活躍頂くよう心からお祈り申しあげます。
- 十一月
- 事務局日誌
- 一日 運営企画観光合同委員会開催 一時三十分 第一會議室 入江副委員長外十五名出席
- 二日 日刊工業新聞社第三回北関東工業展開場式開催
- 三日 茨城県立スポーツセンター 藤生専務理事出席
- 四日 第三回北関東工業人クラブ合同大会開催 二時
- 五日 茨城県自治会館大ホール 藤生専務理事出席
- 六日 第二回宇都宮市少年剣道大会開催 九時 二荒山神社 藤生専務理事出席
- 七日 第十回行政監察局行政相談委員連絡会開催 十時三十分
- 八日 行政監察局会議室 藤生専務理事出席
- 九日 楠木県商工労働部共同工場貸与打合会開催 九時三十 分 市役所第三会議室 星局長、小川指導員出席
- 五日(木) 第十五回栃木県発明展覧会並びに学生児童発明くふう展覧会開催 東武デパート 星局長出席
- 六日 宇都宮発明協会先進工場視察 九時出発 王生才モチヤ団地その他 藤生専務理事、青木職員参加
- 七日 首都圏総合計画協会栃木県発起人懇談会開催 十時三十分 栃木会館第一会議室 星局長出席
- 八日 常議員会開催 一時三十分 第三会議室 保坂会頭外十五名出席
- 九日 第十六回栃木県発明展覧会並びに学生児童発明くふう展覧会表彰式開催 一時 保坂会頭、荒牧副会頭、藤星局長出席
- 十日 栃木県商工会議所連合会専務理事々務局長会議開催 十時 栃木会館第五会議室 藤生専務理事、星局長出席
- 十一日 第十三回栃木県母子福祉大会開催 十時 栃木会館大ホール 藤生専務理事出席
- 十二日 栃木県青少年育成県民会議開催 一時 栃木会館
- 十三日 生専務理事、星局長出席
- 十四日 宇都宮市中小企業融資振興会小口資金融資審査会開催 十時 事務局 藤生専務理事出席
- 十五日 宇都宮地区勤労青年補導育成連絡協議会創立総会開催 十時三十分 婦人会館ホール 宇都宮市長外七十九名出席
- 十六日 栃木会館クラブ定例会開催 一二時三十分 クラブ室 藤生専務理事出席
- 十七回宇都宮市と観光展打合会開催 一時
- 十八日 婦人会館第一回議室 荒牧副会頭外二十八名出席
- 十九日 日商第一三四回常議員会開催 三時 東商第一・二会議室 藤生専務理事出席
- 二十日 宇都宮市制施行七十周年記念祭開催 一時
- 二十一日 茨城・栃木兩県商工會議所会頭会議開催 東武五百階ホール
- 二十二日 宇都宮市中小商工業施設改善資金融資審査会開催 一時 第一回議室 藤生専務理事出席
- 二十三日 東北縦貫自動車道栃木県中心線杭打式開催 一時三十分 鹿沼市磯町 藤生専務理事出席
- 二十四日 栃木県商工会議所議員大会開催 二時
- 二十五日 横川信夫後援会栃木県総連合会定期総会開催 一時 栃木会館大ホール 藤生専務理事出席
- 二十六日 宇都宮市中小企業融資振興会小口資金融資審査会開催 一時 事務局 藤生専務理事出席
- 二十七日 栃木県社会福祉協議会世帯更生資金運営委員会開催 一時 社会福祉協議会議室 小川次長出席
- 二十八日 第二十二回栃木県里親大会開催 十時 栃木会館大ホール 藤生専務理事出席
- 二十九日 宇都宮料理飲食業組合水統役員表彰式並びに祝賀会開催 一時 朝日生命六階会議室 藤生専務理事出席
- 三十日 小ホール 藤生専務理事出席
- 十一月
- 十二月



迎

春

龍	門	社	宇	都	宮	支	部
全	日本	製	綿	協	同	組	合
木	木	縣	打	綿	組	合	部
柄	工	業	業	木	木	縣	支
中	製	工	會	中	業	事	合
小	綿	工	工	小	融	務	組
企	業	工	會	企	資	改	合
業	金	工	議	業	振	善	議
工	融	工	所	勞	興	協	會
商	公	會	連	務	會	議	所
工	庫	議	盟	改	會	所	中
會	店	所	連	善	會	中	小
部	街	連	合	協	會	企	企
會	連	合	會	議	會	業	業
部	合	會	所	所	會	業	業
會	會	會	會	會	會	業	業

◆事務所は宇都宮商工会議所内 電話(3)3,071~3,074

- 三日 柄木県商工労働部日本銀行宇都宮支店誘致打合会開催 十時 県商工労働委員室 藤生専務埋事出席
- 四日 第二十五回計算尺技能検定試験施行 九時 宇工高
- 五日 宇都宮市青少年問題協議会開催 二時 市役所第三回宇都宮市タコあげ大会打合会開催 十時
- 六日 市役所第三議員控室 星局長出席
- 七日 第二十六回計算尺技能検定試験施行 九時 宇工高
- 八日 第三回宇都宮市タコあげ大会打合会開催 二時 市役所第三議員控室 藤生専務理事出席
- 九日 第一回全国商店街コンクール表彰式開催 三時三十分 第一回議室 大山食肉(外六店)
- 十日 宇都宮市商店街連盟役員会開催 三時三十分 第一回議室 藤生専務理事、星局長出席
- 十一日 宇都宮市住居表示審議会開催 十時 自民会館三階会議室 藤生専務理事出席
- 十二日 宇都宮市工場誘致委員会開催 二時 市役所公室
- 十三日 藤生専務理事出席
- 十四日 次長出席
- 十五日 次長出席
- 十六日 宇都宮市計量普及協会試買による量目衛生状況等調べ並びに計量座談会開催 十時 第一回議室
- 十七日 宇都宮市中小商工業施設改善資金融資審査会開催 一時三十分 第三回議室 藤生専務理事出席
- 十八日 宇都宮市社会福祉協議会第九回世帯更生資金運営委員会開催 十時 保健福祉会館第三回議室 小川
- 十九日 次長出席
- 二十日 宇都宮市産業文化会館 星局長出席
- 廿一日 宇都宮市支店誘致促進協議会開催 十時
- 廿二日 宇都宮市商工労働部日本銀行宇都宮支店誘致促進協議会開催 十時三十分 鹿沼市産業文化会館 星局長出席
- 廿三日 宇都宮市中小企業融資振興会
- 廿四日 宇都宮市中小企業労務改善協議会
- 廿五日 宇都宮市地政課雇用協会
- 廿六日 宇都宮市青色申告会連合
- 廿七日 宇都宮市青色申告会連合
- 廿八日 宇都宮市中小企業融資振興会
- 廿九日 宇都宮市青色申告会連合
- 三十日 宇都宮市青色申告会連合
- 卅一日 宇都宮市青色申告会連合
- 卅二日 宇都宮市青色申告会連合
- 卅三日 宇都宮市青色申告会連合
- 卅四日 宇都宮市青色申告会連合
- 卅五日 宇都宮市青色申告会連合
- 卅六日 宇都宮市青色申告会連合
- 卅七日 宇都宮市青色申告会連合
- 卅八日 宇都宮市青色申告会連合
- 卅九日 宇都宮市青色申告会連合
- 四十日 宇都宮市青色申告会連合
- 四十一日 宇都宮市青色申告会連合
- 四十二日 宇都宮市青色申告会連合
- 四十三日 宇都宮市青色申告会連合
- 四十四日 宇都宮市青色申告会連合
- 四十五日 宇都宮市青色申告会連合
- 四十六日 宇都宮市青色申告会連合
- 四十七日 宇都宮市青色申告会連合
- 四十八日 宇都宮市青色申告会連合
- 四十九日 宇都宮市青色申告会連合
- 五十日 宇都宮市青色申告会連合
- 五十一日 宇都宮市青色申告会連合
- 五十二日 宇都宮市青色申告会連合
- 五十三日 宇都宮市青色申告会連合
- 五十四日 宇都宮市青色申告会連合
- 五十五日 宇都宮市青色申告会連合
- 五十六日 宇都宮市青色申告会連合
- 五十七日 宇都宮市青色申告会連合
- 五十八日 宇都宮市青色申告会連合
- 五十九日 宇都宮市青色申告会連合
- 六十日 宇都宮市青色申告会連合
- 六十一年十二月二十五日
- 宇都宮商工会議所
常議員 笠間靖一朗
議員 山崎徳雄
鈴木良亮